

株主各位

第40期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

事業報告

5. 新株予約権等の状況
6. 業務の適正を確保するための体制
7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

第40期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）



セントケア・ホールディング株式会社

当社は、第40期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「事業報告 5. 新株予約権等の状況」、「事業報告 6. 業務の適正を確保するための体制」、「事業報告 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.saint-care.com/>）に掲載することにより提供しております。

(事業報告)

5. 新株予約権等の状況

当事業年度末日における新株予約権等の状況

	2009年 第2回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2010年 第3回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2011年 第4回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
発行決議日	2009年7月14日	2010年6月24日	2011年6月28日
区分	取締役	取締役	取締役
保有者数	2名	2名	2名
新株予約権の数	116個	81個	72個
新株予約権の目的となる株式の数	34,800株(注)1.2	24,300株(注)1.2	21,600株(注)1.2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの払込金額	43,927円	53,170円	74,367円
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円
権利行使期間	2009年8月18日から 2044年8月17日まで	2010年7月17日から 2045年7月16日まで	2011年7月20日から 2046年7月19日まで
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3	(注)3

	2012年 第5回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2013年 第6回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2014年 第7回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
発行決議日	2012年6月26日	2013年6月26日	2014年6月26日
区分	取締役	取締役	取締役
保有者数	3名	2名	3名
新株予約権の数	61個	37個	36個
新株予約権の目的となる株式の数	18,300株(注)1.2	11,100株(注)2	10,800株(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの払込金額	86,289円	124,400円	139,500円
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円
権利行使期間	2012年7月18日から 2047年7月17日まで	2013年7月17日から 2048年7月16日まで	2014年7月16日から 2049年7月15日まで
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3	(注)3

	2015年 第8回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2016年 第9回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2017年 第10回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
発行決議日	2015年6月25日	2016年6月28日	2017年6月27日
区分	取締役	取締役	取締役
保有者数	3名	3名	3名
新株予約権の数	48個	58個	45個
新株予約権の目的となる株式の数	14,400株(注)2	17,400株(注)2	13,500株(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの払込金額	120,500円	110,100円	156,600円
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円
権利行使期間	2015年7月16日から 2050年7月15日まで	2016年7月16日から 2051年7月15日まで	2017年7月19日から 2052年7月18日まで
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3	(注)3

	2018年 第11回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2019年 第12回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2020年 第13回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
発行決議日	2018年6月26日	2019年6月25日	2020年6月24日
区分	取締役	取締役	取締役
保有者数	4名	4名	7名
新株予約権の数	120個	221個	486個
新株予約権の目的となる株式の数	12,000株	22,100株	48,600株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの払込金額	63,700円	43,200円	29,900円
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円
権利行使期間	2018年7月18日から 2053年7月17日まで	2019年7月18日から 2054年7月17日まで	2020年7月17日から 2055年7月16日まで
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3	(注)3

- (注) 1. 当社は、2012年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は分割後の数値で記入しております。
2. 当社は、2017年12月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は分割後の数値で記入しております。
3. ①新株予約権者は、行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができます。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。
- ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めます。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの「経営方針書」を作成し、経営理念、基本方針、行動基準および職務上の倫理等を定めます。また、企業倫理・法令遵守の体制を明確にするために当社グループの「コンプライアンス・内部統制方針」を定め、内部統制担当役員を設けます。

内部統制担当役員は、当社グループの内部統制の推進、リスク管理およびコンプライアンス体制の整備を行います。取締役および執行役員は、管掌部署の職務執行が法令および定款等に適合するように管理し、また子会社における職務執行が法令および定款等に適合するよう、グループの役職員に周知徹底を図ります。

内部監査室は職務執行の状況を監査し、改善指導を行うとともに、代表取締役社長へ報告します。また、必要に応じ管掌役員、監査役会等に報告します。さらに、子会社に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長へ報告し、また、必要に応じ管掌役員、監査役会等に報告します。

なお、コンプライアンス違反等の早期発見・是正を図るために、従業員から通報・相談を受付ける窓口「ほっとライン」を設け、社内通報システムを運営します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

総務部担当取締役は文書管理規程を作成し、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項を定め、文書等を常時閲覧できる体制を整備します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「コンプライアンス・内部統制方針」に基づき、責任部署を定め、内部統制の組織体制を構築し、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化します。また、内部監査室は各部署および各子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会へ報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役会は業務分掌規程および権限規程を定め、各管掌取締役・執行役員の責任を明確にして職務を執行します。また当社グループは年度事業計画および中期経営計画を作成し、全社ならびに事業部門毎の目標を設定するとともに、各管掌取締役は月1回開催される取締役会において進捗状況ならびに課題および改善策の報告を行います。

(5) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするために、当社グループの「経営方針書」および当社グループの「コンプライアンス・内部統制方針」を定め、当社役職員およびグループ各社役職員に周知徹底します。また、取締役会は関係会社管理規程を定め、グループ各社の業務執行に係る承認・報告・監査・財務について円滑に連携が取れる体制を整備・確保し、監査役および監査役会は、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性を検証します。内部監査室は、グループ各社への内部監査を実施し、内部統制の整備・運用状況を検証します。

(6) 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会が必要とした場合、監査役を補助する使用人を置くことを取締役会と協議します。また監査役を補助する使用人を置いた場合、その任命、評価、異動、懲戒には監査役会の同意を必要とします。

(7) 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人は、当社およびグループ各社へ著しい損害を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあることを知った時ならびに役職員による法令または定款違反の事実を知った時は、監査役会へ報告します。また、当社グループの取締役および使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告します。

当社グループの取締役、執行役員、担当管理職その他の社員は、監査役の要求があった場合は監査役会に出席し、必要な資料を添えて説明します。

社内通報システム「ほっとライン」にて受領した内部通報は、定期的に監査役に報告します。また、内部通報を行ったことを理由として、解雇その他のいかなる不利益な取り扱いも行いません。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、必要とする場合は弁護士、会計士等の助言を受ける機会を設けることを取締役会へ求めます。また、監査役は取締役会の他、必要に応じて意思決定の過程および業務執行の状況を把握するために必要な会議へ出席します。

監査役は、必要に応じて子会社の役職員から業務の状況を聴取します。また、監査役の職務執行について生じる費用につき監査役から請求があった場合には、職務執行に必要でないと認められた場合を除き、前払いまたは償還に応じます。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力には毅然として対応し、全役職員が一丸となり組織全体として取り組む意識を共有します。また、反社会的勢力の排除に取り組む体制としては、対応部署として総務部を選定し、警察、弁護士等の外部の専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を行います。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「経営方針書」をはじめ、「コーポレート・ガバナンス方針」「コンプライアンス・内部統制方針」等を定めて当社グループにおける内部統制の推進とリスク管理の体制を整備しております。

内部統制担当役員である管理本部管掌取締役は、内部監査室・監査役を含めた会議を開催し、当社グループの内部統制、リスク管理およびコンプライアンス上の課題の把握や解決に向けて取り組んでおります。

内部監査室は、当社の職務執行の状況を監査し、改善指導を行うとともに、グループ各社への内部監査を実施することにより、内部統制の整備・運用状況を検証しております。

監査役および監査役会は、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性を検証し、業務執行状況の報告を求めてまいりました。また、監査役の職務を補助する使用人を選任し、監査体制の強化を図っております。

内部通報制度の「ほっとライン」については、従業員への周知を行い適正に運営しております。その通報内容については、定期的に監査役に報告しております。

反社会的勢力排除に向けた体制として、特暴連の研修への参加や所轄の警察署との連携を行っております。

(連結注記表)

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	24社
主な連結子会社の名称	セントケア千葉株式会社 セントケア神奈川株式会社 セントケア東京株式会社 セントケア九州株式会社 セントケア四国株式会社

当連結会計年度において、ちいき・ケア株式会社は、事業の一部を会社分割により株式会社福祉の街に承継させると共に、セントケア東京株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

また、当連結会計年度において、新たに株式を取得した株式会社福祉の里を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数	2社
株式会社シーディーアイ	
Buurtzorg Services Japan株式会社	

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券

(市場価格のない株式等以外のもの)
決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
(市場価格のない株式等)
移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品	先入先出法 (評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) によっております。)
仕掛品及び未成工事支出金	個別法 (評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) によっております。)
原材料及び貯蔵品	最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く) 定額法 ② 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法

なお、主な耐用年数については、以下のとおりであります。
自社利用のソフトウェア 5年 (社内における利用可能期間)

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①訪問系サービス

訪問系サービスにおいては、主に訪問介護サービス、訪問入浴介護サービス、訪問看護サービス等の事業を行っております。これらのサービスでは、サービス契約書に基づき、介護保険法令等に定めるサービスを提供しております。

計上基準としては、お客様にサービスの提供が完了した月を基準とし、当該期間において各種サービス提供記録書にお客様のサインを受領した時点で収益を認識しております。

なお、履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

②施設系サービス

施設系サービスにおいては、主に通所介護サービス、認知症対応型共同生活介護サービス、小規模多機能型居宅介護サービス、看護小規模多機能型居宅介護サービス等の事業を行っております。これらのサービスでは、サービス契約書に基づき、介護保険法令等に定めるサービスを提供しております。

計上基準としては、お客様にサービスの提供が完了した月を基準とし、当該期間において各種サービス提供記録書にお客様のサインを受領した時点で収益を認識しております。

なお、履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

③その他サービス

その他サービスにおいては、主に福祉用具販売サービス、住宅リフォームサービス等の事業を行っております。

これらのサービスでは、介護保険法令等に定めるサービス提供を目的としたサービス契約書、住宅改修工事の請負契約書等に基づき、サービスを提供しております。また、それ以外のサービスにおいては、お客様からの受注、契約に基づき商品及びサービスを提供しております。

計上基準としては、お客様にサービスの提供が完了した日を基準とし、検収書や物品受領書等にお客様のサインを受領した時点で収益を認識しております。

なお、履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

また、福祉用具貸与サービスにおいては、「リース取引に関する会計基準」に基づき収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建有価証券（その他有価証券）は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) のれんの償却方法

のれんの償却については、発生時以降投資効果の持続する期間で均等償却しております。

(7) 会計方針の変更

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる重要な影響はありません。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる重要な影響はありません。

II. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

1. 固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

介護サービス事業について、当連結会計年度末日現在、有形固定資産6,407,760千円を計上しております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの営業所については、減損の兆候があると判断し、グルーピング毎に減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、当該グルーピングについて、減損損失の認識が必要と判断された固定資産48,714千円については減損損失を計上しております。

なお、サービスの廃止、営業所の閉鎖又は移転に係る意思決定がなされたために計上した額を含めた減損損失は59,500千円であります。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っており、この単位は、主として営業所であります。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、介護サービス事業の将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、事業計画に織り込まれている営業所の稼働率の改善及び顧客単価等の推移に関する仮定には不確実性を伴い、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

将来事業計画により見積られた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産1,136,672千円を計上しております。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び繰越欠損金を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産

商品及び製品	27,139千円
仕掛品及び未成工事支出金	2,491千円
原材料及び貯蔵品	107,711千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,065,437千円

3. 債権譲渡残高

売掛金	747,177千円
-----	-----------

4. 固定資産圧縮記帳

国庫補助金等受入により取得価額から直接減額した価額の内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物	1,499,719千円
機械装置及び運搬具	2,479千円
工具、器具及び備品	207,306千円

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	24,965,786株	15,413株	一株	24,981,199株

(注) 発行済株式の総数の増加15,413株は、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通 株式	399,449	16	2021年3月31日	2021年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通 株式	499,620	20	2022年3月31日	2022年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式数

2009年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権	34,800株
2010年6月24日開催の取締役会決議による新株予約権	24,300株
2011年6月28日開催の取締役会決議による新株予約権	21,600株
2012年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権	18,300株
2013年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権	11,100株
2014年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権	10,800株
2015年6月25日開催の取締役会決議による新株予約権	14,400株
2016年6月28日開催の取締役会決議による新株予約権	17,400株
2017年6月27日開催の取締役会決議による新株予約権	13,500株
2018年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権	12,000株
2019年6月25日開催の取締役会決議による新株予約権	22,100株
2020年6月24日開催の取締役会決議による新株予約権	48,600株

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に介護サービス事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、大部分が介護保険制度等に基づく債権であり、相手先が保険者（市町村及び特別区）であるため、信用リスクは僅少であります。一方で個人負担額については、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、投資先の業績の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

差入保証金については、主に事業所の賃貸に係る保証金であり、信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金については、主に運転資金を目的としております。これらの債務についての償還日は決算日後最長で4年であります。

リース債務については、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループの主要な営業債権、貸付金及び差入保証金について、財務・経理部において、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、財務・経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（*5参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金(*2)	2,262,303	2,254,138	△8,165
資産計	2,262,303	2,254,138	△8,165
(1) 長期借入金(*3)	2,277,893	2,274,496	△3,397
(2) リース債務(*4)	3,328,800	3,737,979	409,178
負債計	5,606,694	6,012,475	405,780

(*1) 「現金」については現金であること、並びに「預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 差入保証金については帳簿価額で相殺されている資産除去債務を含めております。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*4) 流動負債のリース債務と固定資産のリース債務を合算して表示しております。

(*5) 市場価格のない株式等は、「2. 金融商品の時価等に関する事項」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	14,150
関連会社株式	83,346

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	—	2,254,138	2,254,138
資産計	—	—	2,254,138	2,254,138
リース債務(流動負債)	—	299,289	—	299,289
長期借入金	—	2,274,496	—	2,274,496
リース債務(固定負債)	—	3,438,690	—	3,438,690
負債計	—	6,012,475	—	6,012,475

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、受取見込額について信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VI. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		その他 (注) 1	合計
	介護サービス事業	計		
訪問系サービス	25,366,684	25,366,684	—	25,366,684
施設系サービス	18,465,544	18,465,544	—	18,465,544
その他サービス(注) 2	3,950,103	3,950,103	1,094,472	5,044,575
外部顧客への売上高	47,782,332	47,782,332	1,094,472	48,876,805

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人材派遣サービス、アウトソーシング受託サービス、介護保険請求ASPシステムの販売等の各事業を含んでおります。

2. 「その他サービス」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の適用範囲に含まれる「介護サービス事業」の福祉用具貸与収入2,884,049千円を含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	6,231,959千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	6,944,443
契約負債(期首残高)	—
契約負債(期末残高)	42,583

契約負債は、一部有料老人ホームのご入居者様との入居契約について、ご入居者様から受け取った入居一時金のうち返還義務のないものであります。契約負債は、合理的な期間を見積り、その一定の期間にわたり収益を認識し取り崩されます。

なお、当該入居契約は当連結会計年度に改定を行ったものであり、契約負債の期首残高はありません。

当連結会計年度において、契約負債が42,583千円増加した主な理由は、一部有料老人ホームの新規ご入居者による増加及び収益を認識した事による減少であり、これによりそれぞれ、47,500千円増加し、4,916千円減少しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足の履行義務に配分した取引価格の金額のうち、将来収益として認識されると見込まれる時期別の内訳は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
1年以内	9,499千円
1年超2年以内	9,499
2年超3年以内	9,499
3年超	14,083
合計	42,583

VII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 543円39銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 73円54銭 |

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

IX. その他の注記

1. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、賞与引当金などであります。

2. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

- ・有形固定資産
主として、介護サービス事業における建物であります。
- ・無形固定資産
本社におけるソフトウェア及びライセンスであります。

②リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社福祉の里

事業の内容 介護サービス事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループにおいて、三大都市圏のひとつである中京圏は戦略的エリアと位置付けており、愛知県を中心に展開している株式会社福祉の里の株式を取得することにより、中京圏における事業基盤をさらに強化することを目的としております。

(3) 企業結合日

2021年11月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として全株式を取得したためであります。

2. 連結損益計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2021年11月1日から2022年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得原価 800,000千円
対価の種類 現金

4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等 9,500千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

320,436千円

(2) 発生原因

株式会社福祉の里の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	864,403千円
固定資産	<u>318,991千円</u>
資産合計	<u>1,183,395千円</u>
流動負債	604,590千円
固定負債	<u>99,241千円</u>
負債合計	<u>703,831千円</u>

7. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその計算方法

当該影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(個別注記表)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券 (市場価格のない株式等以外のもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 定額法

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法

なお、主な耐用年数については以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年 (社内における利用可能期間)

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用 定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (6年) による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (6年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の主な収益は、子会社からの経営指導料であります。経営指導料においては、子会社との経営指導契約に基づき、経営指導等の役務を提供しております。

計上基準としては、役務提供を行った月を基準とし、請求書等を発行した時点で収益を認識しております。

なお、履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引 売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。
(貸主側)に係る収益計上基準

(2) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建有価証券(その他有価証券)は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる重要な影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる重要な影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性がある会計上の見積り項目及び計上している金額は、以下のとおりであります。

なお、見積りの内容は連結計算書類の注記表と同一のため、記載を省略しております。

繰延税金資産 226,825千円

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,009,881千円

2. 関係会社に対する金銭債権(区分表示したものを除く)
短期金銭債権 48,504千円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業総収入	3,945,606千円
販売費及び一般管理費	48,188千円
営業取引以外の取引による取引高	305,949千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 168株

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金などであります。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	セントワークス株式会社	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債 権回収事務手続等 （注2）	44,473千円 120,665千円	関係会社未払金	197,120千円
子会社	セントケア東北株式会社	所有 直接100%	経営指導	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債 権回収事務手続等 （注2）	121,680千円 148,541千円	関係会社未収入金	215,597千円
子会社	セントケア千葉株式会社	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債 権回収事務手続等 （注2）	498,604千円 551,945千円	関係会社未収入金	521,092千円
子会社	セントケア東京株式会社	所有 直接100%	経営指導	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債 権回収事務手続等 （注2）	383,471千円 185,064千円	関係会社未払金	276,486千円
子会社	セントケア神奈川株式会社	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債 権回収事務手続等 （注2）	403,941千円 223,811千円	関係会社未払金	342,719千円
子会社	セントケア西日本株式会社	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債 権回収事務手続等 （注2）	99,505千円 174,936千円	関係会社未収入金	137,948千円
子会社	セントケア茨城株式会社	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債 権回収事務手続等 （注2）	52,950千円 229,546千円	関係会社未収入金	251,267千円
子会社	セントケア山梨株式会社	所有 直接100%	経営指導	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債 権回収事務手続等 （注2）	17,240千円 209,259千円	関係会社未収入金	236,977千円
子会社	セントケア九州株式会社	所有 直接100%	経営指導	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債 権回収事務手続等 （注2）	229,190千円 345,109千円	関係会社未収入金	277,037千円
子会社	株式会社虹の街	所有 直接100%	資金の貸付	利息の受取 （注3）	1,613千円	1年内回収予定の関 係会社長期貸付金 関係会社長期貸付金	81,996千円 158,345千円

- (注) 1. 経営指導料については、対価としての妥当性を勘案し、協議の上決定しております。
2. 経費等の立替・債権回収事務手続等の取引金額については、期中平均残高によっております。なお、当取引に係る金利については市場金利を勘案し、協議の上決定しております。
3. 当取引に係る金利については市場金利を勘案し、協議の上決定しております。

IX. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

X. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 419円81銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 58円94銭 |

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XII. その他の注記

該当事項はありません。